

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）  
分担研究報告書

児童福祉施設（保育所）に通所している  
幼児を対象とした食事調査の方法論と実施状況

研究分担者 大阪市立大学大学院 生活科学研究科 食・健康科学講座 由田 克士  
研究協力者 宮城学院女子大学 生活科学部 食品栄養学科 佐々木 ルリ子

研究要旨

現在厚生労働省から示されているガイドライン等を基本として全国の保育所等で提供されている給食や間食について、これらを利用している児にとって望ましい栄養素等量となっているのか検証する目的で、現在保育所に通所している幼児を対象とした食事調査の方法や仕組みを検討するとともに、先行で実施した2地域における調査の実施状況について整理した。

自宅等で保護者から提供される食事や間食と保育所等で提供される食事や間食を明確に区別するとともに、日本人の食事摂取基準を考慮した評価・検証を行うため、児が保育所へ通所する日（平日）と通所しない日（休日）における各々の習慣的な摂取量を推定する必要があることから、連続しない平日2日と休日2日間について、食事記録法による調査を全国8ブロックで実施することとした。

2019年度は先行して、近畿ブロックと東北ブロックの2ブロックに所在する11施設の保育所で調査を計画し、261名の協力を得た。調査済みのデータについては、データクリーニングと分析を行う。また、2020年度には他のブロックにおいて調査を実施するため、準備を進める。

A．目的

厚生労働省が示している「児童福祉施設における食事の提供ガイド」<sup>1)</sup>と「保育所における食事の提供ガイドライン」<sup>2)</sup>は、それぞれ2010(平成22)年3月ならびに2012(平成24)年3月に公表されたものである。これらは、児童福祉施設における食事（給食、間食）提供の基本的な指針となるものである。しかし、公表から10年程度の時間が経過し、この間には日本人の食事摂取基準が改定されていることや、児童福祉施設に在籍・通所している児を取り巻く社会環境は大きく変化している。

このような状況から、現在示されている既述のガイドとガイドラインをベースに、各保育所で設定されている給与栄養量目標に基づく給食や間食の提供が、これらを利用している児にとって望ましい栄養素等量となっているのか検証する必要がある。特に児が家庭で摂取している食事や間食から由来する栄養素等量の現状について明らかにしておかないと、保育所等で提供すべき適切な栄養素等量は導き出せない。

そこで、現在保育所に通所している幼児を対象とした食事調査の方法や仕組みを検

討するとともに、先行で実施した2地域における調査の実施状況について整理した。

B．研究方法

1) 食事調査の方法や仕組みに関する概要の検討

食事調査法には複数の方法が存在するが、調査の目的に応じて適切な内容を選択することが重要である。本調査では児が自宅やレストラン等の外食先で提供される食事と保育所で提供される給食・間食の摂取状況を食事（間食）区分ごとに把握することが求められる。また、後に示す通知が求める栄養管理レベルを検証できる必要がある。一方で保育所における通常の保育業務に過度の負担をかけない仕組みの構築を検討しなければならない。さらに調査に伴うエラーや関連する誤差が一定の範囲内で収束するような対策についても考慮することが求められた。

2) 食事調査の実施準備と実施状況

(1) 調査対象集団の設定

本調査においては、対象となる児の地域による偏り小さくする目的で、北海道、東

北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州、沖縄のブロックごとに調査対象とする自治体を選び、当該自治体内で調査協力が得られる複数の施設を募ることにした。

また、児の年齢にも偏りが生じないよう、3歳児クラス（年少組）、4歳児クラス（年中組）、5歳児クラス（年長組）のすべてを対象とすることにした。

さらに、ひとつの自治体当たり、概ね150名のデータが得られるようにすることを目標とした。

## （2）食事調査の方法や仕組みの検討と設定

2015（平成27）年3月31日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より発せられた通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」<sup>3)</sup>によれば、対象児の状況により、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づいた食事計画を立てること。児童福祉施設における食事計画については、基本的にエネルギー、たんぱく質、脂質、ビタミンA、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>、ビタミンC、カルシウム、鉄、ナトリウム（食塩）、カリウム及び食物繊維について考慮するのが望ましいと記述されている。また、既述のように、食事の提供先とその食事区分を明確に区別した調査設計とする必要があること。さらに、保育所へ通所する日（平日）と通所しない日（休日）における各々の習慣的な摂取量を推定する必要があると考えられること。以上の3つの条件を満たす食事調査法としては、基本的に食事記録法が適切であると判断した<sup>4)</sup>。

調査時期は国民健康・栄養調査と同じ秋期とした。調査日数については、対象施設ごとにあらかじめ定めた連続する10日間程度の期間内において、児が保育所へ通所する日（平日）2日間と通所しない日（休日）2日間の計4日間とした。ただし、調査日が連続すると前日の食事内容と重複する場合は予測されるため、少なくとも1日間のインターバルを置くことにした。調査日の開始は平日からであっても休日であっても問わないことにした。なお、保育所において予定されている特別な行事日（運動会、発表会、遠足等）、各家庭において事前に予定・準備されている行事日（家族旅行、結婚式等）については、調査日に含まないよう依頼する。

何らかの都合により、あらかじめ定めた

期間内において1日以上未調査日が生じた場合、適切な調査が実施できていなかったと判断された場合は、保育所と協議のうえ、必要に応じ追加の調査日を設定した。保育所との合意が得られた場合は、この旨をこの事象に該当する児の保護者に連絡し協力を依頼する。

## （3）家庭（保育所以外）で提供される食事記録

児の保護者等が家庭や出先で提供した食事内容については、別紙1（平日記録用）と別紙2（休日記録用）に示す食事状況調査用紙に記録してもらおう。平日記録用は、保育所において給食と間食が提供されることを前提に当該部分の記録紙面は設定しない。休日記録用については、何れの食事や間食とも保護者等により提供されることを前提としてすべての食事区分について記録できるように設定する。

家庭で提供される食事内容については、原則として保護者に秤量記録を依頼した。このため、対象児の保護者に対しては、デジタルスケール（タニタ：デジタルスケールKJ-114 他同等品）、計量カップ（女子栄養大学：計量カップ200ml）、計量スプーン・ヘラ（女子栄養大学：計量スプーン・ヘラ15ml/5ml/1ml スプーン・すり切りヘラ）を配布する。また、外食や中食等でこの食品や料理の分量を測定することが困難な場合は、目安量での記入、ポーションサイズをもとにした記入、食品や中食の包装容器の添付、中食の購入先とメニュー名およびそれらの摂取目安、外食先と具体的なメニュー名およびそれらの摂取目安を記入してもらおうなど、可能な限り詳細な情報を記録してもらおうように依頼する。

記入済みの食事状況調査用紙については、あらかじめ設定しておいた日の朝（通所時）に回収し、直ちに管理栄養士等が内容を確認する。記録内容に不明な点があった場合は、別紙3に示すお問い合わせ票に不明点を記載した上で、回収当日の帰宅時に付箋紙等で印を付した当該食事状況調査票とともに保護者へ返却し、追記の記載等を依頼する。追記済みの食事状況調査票に関して、原則として、返却翌日の朝（通所時）に保育所へ提出してもらい、内容を再度確認したうえで集計に用いる。

## （4）保育所で提供される給食や間食の摂取状況等の把握

保育所においては、保育士等による通常の保育業務の中で、各児の給食や間食の摂取状況を把握する必要がある。このため、個別の提供量と摂取量を詳細に計量することは事実上不可能である。そこで、本調査においては、給食や間食が予め管理栄養士等によって計画・実施されていることに鑑み、給食については原則として主食・主菜副菜・汁物等料理区分ごとで計画提供量に対する児ごとの摂取割合を保育士に確認してもらい、その内容を記録することにした。間食についても給食と同様の手順で摂取割合を確認し記録してもらう。記録方法と記録の様式は別紙4に示すとおりである。

児ごとの具体的な食品摂取量は、実施献立に示された食品ごとの提供量に対する献立ごとでの摂取割合を乗じた積とした。したがって、90%の摂取量であった場合(10%の食べ残し)、各食品の摂取量は提供量に0.9を乗じる。逆におかわりにより150%の摂取量であった場合(50%の追加摂取)、各食品の摂取量は提供量に1.5を乗じる。

管理栄養士等が計画・実施した献立(実施献立表)については、調査期間中もしくは終了直後に研究班側へ提供を受ける。

#### (5) 食事調査における精度管理の仕組みの検討と設定

保育所の利用が認められているすべての保護者は、何らかの職業に就いていることから、日々食事状況調査用紙に記載されている内容を面接による確認を実施することは非常に難しい。本調査では、何れの調査世帯においても精度が一定となるよう、既述の計量機器を配布する。また、食事状況調査票の記載内容に関し、保護者側の記載漏れ、記入間違い、勘違い等が疑われる場合は、別紙3のお問い合わせ票を活用して調査精度の維持に努める。

#### (6) 児の身体状況(身長・体重)に関する把握方法

児の身体状況(身長・体重)については、出生時から保育所入所時までは、保護者に問い合わせを行った。この際、母子健康手帳を参照し、正確な測定結果の回答を求めた。また、保育所入所後のデータについては、当該施設で定期的に測定されている測定結果の提供を施設側へ依頼した。なお、これらの情報については、後に示す書面による同意が得られた保護者の児のみとしている。

#### (7) 栄養素等摂取量と食品群別摂取量の集計

本調査における栄養素等摂取量と食品群別摂取量の集計は、児の保護者が食事状況調査用紙を記録した4日間とし、このうち連続しない2日間の平日については、保育所で記録した給食と間食の摂取量を加算して、1日の摂取量とする。

また、本調査の集計にあたっては、国民健康・栄養調査に用いられている集計システムと同等の機能を有する集計ソフトを用いる。

このソフトは、日本食品標準成分表2015年版(七訂)(成分表)<sup>5)</sup>を基本的な食品データベースとする。また、調理加工後の栄養成分値が成分表に記載されていない食品についても、調理・加熱に伴う栄養素量の変化を一定レベルで加味することが可能である。食品群別摂取量については、基本的に国民健康・栄養調査における食品群別表<sup>6)</sup>の中分類に準じた集計が可能な機能を有している。

#### (5) 倫理的な配慮

本調査は、関連する機関(新潟県立大学、大阪市立大学等調査実施機関)の研究倫理委員会に審査を依頼し、承認を得て実施する。この際、別途のアンケート調査(児童福祉施設における栄養管理のための研究食生活アンケート)も同時に実施することを含める。

また、既述のように児の保護者に対し書面による説明(別紙7、別紙8)を行い、同意が得られた児のみを調査対象とし、同意が得られた場合は、同意書の説明を求めた。同意が得られた保護者に対しては、既述の食事状況調査用紙、デジタルスケール、計量カップ、すり切りヘラその他、食事状況調査用紙への記録方法等に関する説明(書面)も配布する。

### C. 研究結果

#### (1) 令和元年度の調査実施地域と実施保育所

令和元年度は、近畿と東北の2ブロックで調査を実施した。

#### (2) 近畿ブロックにおける調査実施状況

1) 対象自治体と調査実施保育所の決定および調査に関する説明と同意

近畿ブロックの自治体に対して調査協力

を依頼したところ、兵庫県明石市（中核市）より協力が得られる旨の回答があった。

明石市役所の保育担当部署より市内に所在する公立保育所ならびに私立保育所の中から調整を得て、公立保育所（明石市立）2施設（M保育所、T保育所）、私立保育所2施設（S保育所、W保育所（Y分所を含む））の計4施設の候補を推薦してもらった。

4施設には、地区担当者が出向き、施設長に対し調査目的、調査方法、倫理的な配慮等を説明し、調査協力の同意を得た。また、施設長の求めに応じ、施設に勤務する保育士、管理栄養士等、調理師等への説明も行った。

#### 2) 保護者に対する調査協力依頼

著者らの先行研究によれば、この種の食事調査を実施する際は、保護者会などの機会を活用し、調査者側が直接保護者に対して対面で説明を行うことが種々有利な点が多い。しかし、今回は何れの保育所でもこのような機会が得られないことが事前に把握できた。このため、保護者に対する調査協力依頼は、各保育所を介した依頼書面や口コミに加え、各保育所のエントランス付近に、調査協力世帯に配布する計量機器や調査終了後に返却する個別の結果冊子のサンプルを展示した。

#### 3) 調査協力の意思がある保護者への対応・同意書の回収・調査の実施

調査協力の意思がある保護者へは、既述の検討書類を配布し、同意が得られた場合は、同意書の提出を求めた。同意が得られた保護者に対しては、食事状況調査用紙と計量機器を配布し、調査を開始した。

開始後は、既述の手順にしたがい、調査を実施した。

#### 4) 調査の実施

明石市立M保育所：対象候補児86名中32名の保護者より同意が得られた（協力率37.2%）。明石市立T保育所：対象候補児80名中28名の保護者より同意が得られた（協力率35.0%）。私立S保育所：対象候補児61名中61名の保護者より同意が得られた（協力率100.0%）。私立W保育所：対象候補児95名中42名の保護者より同意が得られた（協力率44.2%）。

これらを含む調査の詳細な実施状況は、表1に示すとおりである。

#### (3) 東北ブロックにおける調査実施状況

##### 1) 対象自治体と調査実施保育所の決定および調査に関する説明と同意

東北ブロックの自治体に対して調査協力を依頼したところ、宮城県仙台市（政令指定都市）より協力が得られる旨の回答があった。公立保育所は仙台市子供未来局幼稚園・保育部運営支援課より市内に所在する公立保育所の中から調整を得て、公立保育所（仙台市）3施設（TM保育所、TY保育所、KY保育所）ならびに私立保育所は仙台市私立保育園・保育所協議会会長より4施設（K保育園、A保育園、S保育園、T保育園）の計7施設の候補を推薦してもらった。

7施設には、地区担当者が出向き、施設長に対し調査目的、調査方法、倫理的な配慮等を説明し、調査協力の同意を得た。また、施設長の求めに応じ、施設に勤務する保育士、管理栄養士等への説明も行った。

##### 2) 保護者に対する調査協力依頼

近畿ブロックと同様に、今回は調査協力依頼を直接保護者に対して対面で説明を行う機会は何れの保育所も得られないことが事前に把握できた。このため、保護者に対する調査協力依頼は、各保育所を介した依頼書面や口コミに加え、各保育所のエントランス付近にポスター掲示とともに調査協力世帯に配布する計量機器や調査終了後に返却する個別の結果冊子のサンプルを展示した。

##### 3) 調査協力の意思がある保護者への対応・同意書の回収・調査の実施

調査協力の意思がある保護者へは、既述の検討書類を配布し、同意が得られた場合は、同意書の提出を求めた。同意が得られた保護者に対しては、食事状況調査用紙と計量機器を配布し、調査を開始した。開始後は、既述の手順にしたがい、調査を実施した。

##### 4) 調査の実施

仙台市TM保育所：対象候補児61名中10名の保護者より同意が得られた（協力率16.4%）。仙台市TY保育所：対象候補児66名中17名の保護者より同意が得られた（協力率25.8%）。仙台市KY保育所：対象候補児58名中16名の保護者より同意が得られた（協力率27.6%）。私立K保育園：対象候補児18名中11名の保護者より同意が得られ

た(協力率 61.1%)。私立 A 保育園:対象候補児 26 名中 22 名の保護者より同意が得られた(協力率 84.6%)。私立 S 保育園:対象候補児 36 名中 10 名の保護者より同意が得られた(協力率 27.8%)。私立 T 保育園:対象候補児 75 名中 12 名の保護者より同意が得られた(協力率 16.0%)。

これらを含む調査の詳細な実施状況は、表 2 に示すとおりである。

#### D. 考察

この度は、調査の主たる目的を達成しつつ、対象児の保護者や協力保育所の負担を最小限度に抑える食事調査法として、一部を簡略化した食事記録法を採用することにした。

また、平日と休日による食事内容の違いや習慣的な栄養素等摂取状況を比較できるよう、連続しない平日 2 日間と休日 2 日間の調査を実施することとした。

近年の社会・経済状況を考慮すると保育所に児を預ける現代の保護者世代は、以前に比べ時間的な余裕や食に関する関心が低下していることが考えられる。このため、全般的に低値の同意(協力率)に留まったのではないかと考察される。2020 年度に実施予定の地域ブロックにおいては、早い段階から対象保育所や保護者に対しての情報伝達を行うとともに、地域的な特性を考慮しつつ保護者世代の関心を引くようなアプローチによって調査への協力を高められるような取り組みが求められる。

#### E. 結論

兵庫県明石市に所在する保育所 4 施設、ならびに宮城県仙台市に所在する保育所 7 施設に通所する幼児 261 名を対象に食事記録法による食事調査を実施した。

今後、データクリーニングを行った後、詳細な分析を実施する。

2020 年度には他のブロックにおいて調査を実施するため、準備を進める。

#### 参考文献

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課. 児童福祉施設における食事の提供ガイド - 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会報告書 - (2010) 厚生労働省, 東京
2. 厚生労働省. 保育所における食事の提供ガイドライン(2012) 厚生労働省, 東京
3. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保

健課長. 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(2015) 厚生労働省, 東京

4. 由田克士. 食事調査法の基本技術と食事・健康状態の把握(2020) 食事摂取基準 第 2 版 理論と活用, 医歯薬出版, 東京
5. 文部科学省 科学技術・学術審議会 資源調査分科会 報告. 日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)(2015) 全国官報販売協同組合, 東京
6. 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 監修. 国民健康・栄養の現状 - 平成 29 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より - (2019) 17-22. 第一出版, 東京

F. 健康危機情報  
該当なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし

表1 近畿ブロック（明石市）における調査実施状況（2019年度実施）

協力施設		明石市立M保育所	明石市立T保育所	私立S保育所	私立W保育所
事前準備等	説明資料の発送	9月20日（金）	9月20日（金）	10月4日（金）	10月25日（金）
	保護者への説明資料展示・配付	9月25日（水）	9月25日（水）	10月9日（水）	10月29日（水）
	調査同意の受付開始	9月26日（木）	9月26日（木）	10月10日（木）	10月31日（木）
	保育所への調査票・計量機器等の発送	10月1日（火）	10月1日（火）	10月11日（金）	11月5日（火）
	調査対象児の確定（同意書提出期限）	10月2日（水）	10月2日（水）	10月16日（水）	11月6日（水）
	保育所から保護者へ記録用紙等配付	10月3日（木）	10月3日（木）	10月17日（木）	11月7日（木）
食事状況調査	食事調査期間	10月6日（日） ～10月14日（月）	10月13日（日） ～10月20日（日）	10月27日（日） ～11月4日（月）	11月9日（土） ～11月17日（日）
	食事記録回収日	10月15日（火）・16日（水）	10月21日（月）・23日（水）	11月5日（火）・6日（水）	11月18日（月）・19日（火）
	食事記録等確認日	10月16日（水）	10月21日（月）・23日（水）	11月7日（水）	11月20日（水）
	疑義のある食事記録等返却日	10月16日（水）	10月23日（水）	11月7日（水）	11月20日（水）
	返却した食事記録再回収日	10月17日（木）・18日（金）	10月24日（木）・25日（金）	11月8日（金）・9日（土）	11月20日（水）・21日（木）
	再回収した食事記録の大学への送付	10月21日（月）	10月28日（月）	11月11日（月）	11月25日（月）
同意状況	対象候補児人数（人）	86	80	61	95*
	保護者より同意が得られた児人数（人）	32	28	61	42*
	同意率（協力率）（%）	37.2	35.0	100.0	44.2*
備考				上記以外の追加調査日も設定	* Y分所31名中13名の同意を含む

表2 東北ブロック（仙台市）における調査実施状況（2019年度実施）

協力施設		仙台市TM保育所	K 保育園	A 保育園	S 保育園	T 保育園	仙台市TY保育所	仙台市KY保育所
事前準備	説明資料の持参	10月7日（月）	10月7日（月）	10月9日（水）	10月16日（水）	10月17日（木）	10月21日（月）	10月21日（月）
	保護者への説明資料展示・配布	10月8日（火）	10月9日（水）	10月10日（木）	10月17日（木）	10月18日（金）	10月23日（水）	10月23日（水）
	調査同意書の受付開始	10月9日（水）	10月10日（木）	10月11日（金）	10月18日（金）	10月21日（月）	10月24日（木）	10月24日（木）
	調査対象児の確定（同意書提出期限）	10月15日（火）	10月16日（水）	10月17日（木）	10月23日（水）	10月29日（火）	10月29日（火）	10月31日（木）
	保育所への調査票・計量機器等の持参	10月16日（水）	10月17日（木）	10月18日（金）	10月24日（木）	10月30日（水）	10月30日（水）	11月1日（金）
	保育所から保護者へ記録用紙等の配布	10月17日（木）	10月18日（金）	10月23日（水）	10月25日（金）	10月31日（木）	10月31日（木）	11月5日（火）
食事状況調査	食事調査期間	10月20日（日）	10月23日（水）	10月27日（日）	11月1日（金）	11月2日（土）	11月3日（日）	11月9日（土）
		～10月29日（火）	～11月4日（月）	～11月5日（火）	～11月11日（月）	～11月12日（火）	～11月12日（火）	～11月18日（月）
	食事記録回収日	10月30日（水）・31日（木）	11月5日（火）・6日（水）	11月6日（水）・7日（木）	11月12日（火）・13日（水）	11月13日（水）・14日（木）	11月13日（水）・14日（木）	11月19日（火）・20日（水）
	食事記録等確認日	11月1日（金）	11月7日（木）	11月8日（金）	11月14日（木）	11月15日（金）	11月15日（金）	11月21日（木）
	疑義のある食事記録等返却日	11月5日（火）・6日（水）	11月11日（月）・12日（火）	11月11日（月）・12日（火）	11月18日（月）・19日（火）	11月18日（月）・19日（火）	11月18日（月）・19日（火）	11月25日（月）・26日（火）
	返却した食事記録等再回収日	11月7日（木）・8日（金）	11月13日（水）・14日（木）	11月13日（水）・14日（木）	11月20日（水）・21日（木）	11月20日（水）・21日（木）	11月20日（水）・21日（木）	11月27日（水）・28日（木）
	再回収した食事記録等の受け取り日	11月8日（金）	11月18日（月）	11月18日（月）	11月21日（木）	11月21日（木）	11月22日（金）	11月29日（金）
同意状況	対象候補児人数（人）	61	18	26	36	75	66	58
	保護者より同意が得られた児人数（人）	10	11	22	10	12	17	16
	同意率（協力率）（％）	16.4	61.1	84.6	27.8	16.0	25.8	27.6
備考								



# 食事状況調査用紙



平日 1 日目

氏名 \_\_\_\_\_

調査日：令和 年 月 日 曜日













# MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is defined by a thin black border and occupies most of the page's vertical space below the 'MEMO' header.



# 食事状況調査用紙



休日 1 日目

氏名 \_\_\_\_\_

調査日：令和 年 月 日 曜日















## お問い合わせ票

### さんの保護者様

この度はお子様の食事調査にご協力いただきましてありがとうございます。  
す。

以下の点につきまして

ご確認いただきご回答願います。明日の朝（通所時）にお知らせくだ  
さい。

ご確認いただき明日の朝（通所時）にご持参ください。

お電話をさせていただきます。（ 月 日 時頃）

その他（ ）

お手数をお掛け致しますがどうぞよろしくお願い致します。

年 月 日

担当者：

---

別紙4 保育所における食事摂取量調査用紙(書式)

クラス名

\* 規定幼児量なら 印を、増量や減量の場合 /10で記載 ( 月)

喫食量

年齢 (歳児)	名前	男女	日( )																	
			昼					間食												

年齢 (歳児)	名前	男女	日( )																	
			昼					間食												

保育所における食事摂取量調査用紙（書式・記入例）

クラス名 **パンダ組**

\* 規定幼児量なら 印を、増量や減量の場合 /10で記載 ( 月)

喫食量

年齢 (歳児)	名前	男女	16 日(水)							
			昼				間食			
			煮魚	和え物	味噌汁	ご飯		クッキー	牛乳	
3	太郎	男				12 / 10				
3	一郎	男	5 / 10	9 / 10	15 / 10					
3	花子	女								
3	幸代	女		13 / 10	5 / 10	8 / 10			5 / 10	

年齢 (歳児)	名前	男女	日( )							
			昼				間食			

## 別紙5 保護者宛説明資料1

厚生労働省の健やか次世代育成総合研究事業  
説明資料

### お子様への食事調査など に関するお願い



いただきます

〇〇大学 〇〇学部  
〇〇〇〇

1

1

### こどもたちの望ましい成長・発達と栄養

- こどもたちの望ましい成長・発達のためには、**バランスの取れた食事や規則正しい食生活に気をつけることが大切です。**
- このような趣旨から、全国の保育所、こども園においても、食育活動や毎日の食事(昼食と間食)に、さまざまな努力や工夫がなされています。



2

2

### 調査の目的・意義

- 今回の調査は、厚生労働省で策定している保育園など児童福祉施設における給食の基準の見直し、母子保健、食育活動、公衆栄養施策を推進するための、基礎的資料を得るとともに、ご家庭における食事内容について振り返っていただくことを目的に実施するものです。



3

3

### ご協力をお願いしたい内容

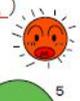
- この秋(〇月頃)に、10日程度、保育所での食事(昼食と間食)の食べた割合と献立から、カロリー、たんぱく質、ビタミンなどの栄養素量を集計させていただきます。  
**(ご家庭での負担はありません。)**
- 保育所で定期的に測定されている身体計測の成績を過去にさかのぼり把握させていただきます。  
**(ご家庭での負担はありません。)**



4

4

- お子様が保育所以外で飲食された内容を所定の用紙に記録をお願い致します。  
平日2日と休日2日の計4日です。なお、保育所で提供された内容については、記録する必要はありません。  
**(保護者の方に記録をお願いします。)**
- 食事や食生活に関する質問(アンケート)にご協力ください。  
**(保護者の方にご回答をお願いします。)**



5

5

### 調査に関わるお約束

- この調査は、趣旨にご賛同いただける方を対象とします。また、調査への不参加や途中での中止によって、不利益なことがおこることはありません。
- 得られた結果は、後日個別にお返し致します。
- 結果返却が終了し、数値が確定した時点で、データより個人名は削除し、個人が特定できないようにします。また、個別の情報を外部に公表することはありません。

6

6

- 調査票やアンケート用紙などは、鍵のかかる保管棚で保管します。
- 得られた結果は、集団のデータとして、母子保健、栄養に関わる学会や研究会で公表するとともに、国内外や県内における子どもの食事や栄養改善の基礎的資料として役立ちます。
- また、地域内の保育所、幼稚園、こども園における食育の推進にも役立つように結果をお返しいたします。

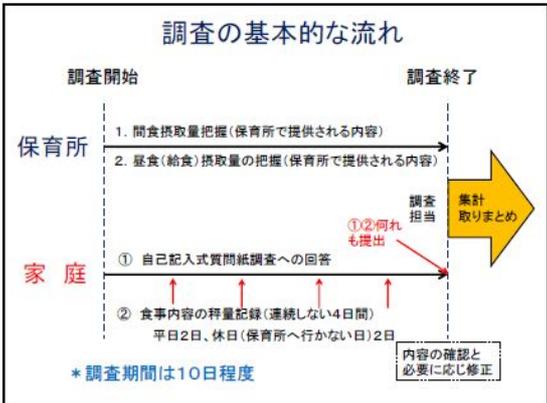


7

- この調査を実施するに当たり必要な費用については、調査を実施する側で支出致します。ですので、ご協力いただきます皆様や保育所での費用負担はありません。



8



9

### 調査の期間

- 〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日  
→〇〇月〇〇日に食事記録とアンケートを回収致します。

回収日の朝に食事記録とアンケートを保育所までご持参ください。



10

### 食事記録用紙やアンケート調査用紙などの配布

調査にご協力いただけますご家庭には、食事記録用紙とアンケート調査用紙ならびに関連の説明書などをお渡し致します。



11

### 調査にご協力いただくに当たって

- この調査には、厚生労働省の健やか次世代育成総合研究事業として実施されます。
- 〇〇大学、□□大学などが共同で調査を担当致します。また、大学の倫理審査を受け、承認のうえ実施されるものです。
- ご協力いただく際には、今回の説明や資料をお読みいただいたうえで、所定の用紙にご署名いただき、ご提出をお願い致します。

12

## 別紙 6 保護者宛説明資料 2 (基本形) \*地域や施設の状況により適宜調整可

幼児を対象とした食事調査などに関するお願い (説明資料)

令和〇年〇〇月

〇〇大学 〇〇学部 〇〇 〇〇

### 1. 調査の背景

子どもたちの望ましい成長・発達のためには、バランスの取れた食事や規則正しい食生活に気をつけることが大切です。このような趣旨から、全国の保育所、こども園においても、食育活動や毎日の食事(昼食と間食)に、さまざまな努力や工夫がなされています。

### 2. 調査の目的・意義

今回の調査は、厚生労働省で策定している保育所など児童福祉施設における給食の基準の見直し、母子保健、食育活動、公衆栄養施策を推進するための、基礎的資料を得るとともに各家庭における食事内容について振り返っていただくことを目的に実施するものです。

### 3. 貴施設にご協力をお願いしたい内容

(1) 本年秋期の 10 日間程度、対象となる幼児の食事(昼食と間食)の摂取状況(献立に示されている基本量との摂取割合をご確認いただきたい。

(2) 対象となる幼児について、施設で定期的に測定されている身体計測の成績を過去にさかのぼり把握させていただきたい。

(3) 調査の説明や保護者の同意、調査票等の回収に関し、ご協力をいただきたい。

### 4. 調査に関わる約束事項

(1) この調査は強制ではありませんので、趣旨にご賛同いただける方のみを対象とします。また、調査への不参加や途中での中止によって、幼児や保護者の方に不利益なことが生ずることはありません。

(2) 得られた結果は、調査終了後集計し、個別にお返し致します。

(3) 結果返却が終了し、数値が確定した時点で、データより個人名は削除し、個人が特定できないようにします。また、個別の情報を外部に公表することはありません。

(4) 調査票やアンケート用紙などは、鍵のかかる保管棚で保管します。

(5) 得られた結果は、集団のデータとして、厚生労働省で策定している保育園など児童福祉施設における給食の基準の見直し、母子保健、食育活動、公衆栄養施策を推進するための、基礎的資料として活用されます。

また、栄養に関わる学会や研究会で公表するとともに、国内外や県・市における子どもの栄養改善の基礎的資料として役立てます。

- (6) 食事調査とアンケート調査にご協力いただくことから、通常、このことによる身体への危険性はないものと考えられます。
- (7) この調査を実施するに当たり発生する費用については、調査を実施する側で支出致します。ですので、ご協力いただきます施設や保護者様に費用の負担はありません。
- (8) 調査日程は貴施設の行事予定等を勘案し、ご相談申し上げます。

#### 5. 調査にご協力いただくに当たって

- (1) この調査には、厚生労働省の健やか次世代育成総合研究事業として実施されます。
- (2) ○○大学、□□大学などが共同で調査を担当致します。また、大学の倫理審査を受け、承認のうえ実施されるものです。
- (3) 調査にご協力いただける保護者には、趣旨や内容に関する説明あるいは資料をお読みいただいたうえで、所定の用紙（同意書）に必要事項をご記入いただきます。
- (4) 同意書の提出を持ちまして、調査への参加同意が得られたことと判断致します。

#### 6. 保護者様への食事記録用紙やアンケート調査用紙などの配布

調査にご協力いただけますご家庭には、正式な食事記録用紙とアンケート調査用紙ならびに関連の説明書などを配布致します。

どうかよろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

担当者連絡先

○○大学 ○○学部  
○○ ○○（まるまる まるまる）  
連絡先所在地  
連絡先電話番号と FAX 番号

研究代表者

□□□□大学□□学部  
□□ □□（しかくしかく しかくしかく）  
連絡先所在地  
連絡先電話番号と FAX 番号